平成31年度大蔵村ロタウイルス胃腸炎予防接種実施要綱をここに公布する。

平成31年4月1日

大蔵村長 加藤正美

大蔵村要綱第60号

平成31年度大蔵村ロタウイルス胃腸炎予防接種実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児のロタウイルス感染を防ぎ病気の発生や、重症化、まん延化 の防止を図るため、公費負担による任意のロタウイルス胃腸炎予防接種(以下「任意接種」という。)を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 任意接種事業の実施主体は、大蔵村とする。

(対象者の接種回数及び費用負担)

第3条 予防接種の対象者は大蔵村に住民登録している生後6週から生後32週までの乳児とし、接種回数、接種間隔及び費用負担はワクチンの種類により次のとおりとする。

ワクチンの種類	接種回数及び接種間隔	費用負担
ロタウイルスワクチン (1 価)	接種回数は1人2回とし 1回目は、生後6週以降2 回目は1回目から4週間以 上の間隔をあけて生後24 週(6か月)までに接種を完 了するものとする。	接種1回あたり11,800 円を上限とし、その金額に 満たない場合はその額とす る。
ロタウイルスワクチン (5 価)	接種回数は1人3回とし 1回目は、生後6週以降2 回目は1回目から4週間以 上の間隔をあけて3回目は 2回目から4週間以上の間 隔をあけて生後32週(8か 月)までに接種を完了する ものとする。	接種1回あたり7,200円を上限とし、その金額に満たない場合はその額とする。

(実施内容)

第4条 任意接種は、大蔵村が別に予防接種業務委託契約を締結した医療機関(以下「協力医療機関」という。)において、個別接種により実施するものとする。

- 2 任意接種希望者は、大蔵村ロタウイルス胃腸炎予防接種確認書(様式第1号)を村長 に提出し、任意接種を受けるものとする。
- 3 任意接種の費用は、第3条に定める額を償還払いにより大蔵村が助成するものとする。

(償還払による助成)

- 第5条 任意接種対象者が、協力医療機関で接種を受けた場合は第3条の金額を上限とし、自己負担に係る実費を申請できるものとする。
- 2 償還払を希望する者は、任意接種を受けた日の属する年度の末日までに、大蔵村ロタウイルス胃腸炎予防接種費用助成申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、村長に申請するものとする。
 - (1) 医療機関で発行した任意接種に係る領収書
 - (2) 預金通帳の写し(口座名義等を確認できる部分)
 - (3) 接種済みを確認できる書類の写し(母子手帳等)
- 3 村長は、前2項の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは申請 者に助成金として交付するものとする。

(事故時の補償)

第6条 この事業に基づく任意接種による健康被害の補償については、独立行政法人医薬 品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)に基づく救済及び大蔵村予防接種事故 災害補償規程(昭和59年5月22日規程第1号)により措置するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。